

日本気候基金 第1期 よくあるご質問(Q&A)

2026年7月

公益財団法人パブリックリソース財団

【よくあるご質問】

- Q：営利企業は応募できますか？
- A：利益の追求を主たる目的とする場合は応募対象外となります。「社会課題解決を主目的としている」ことが何らかの方法で証明できる場合には、営利企業であっても応募できます。
- Q：共同事業(コンソーシアム申請)は可能ですか？
- A：複数の団体による申請(=共同事業(コンソーシアム申請))も可能です。応募フォーム内の設問(事業実施のスケジュール・体制)で詳細をご記入ください。予算についても、事業費収支内訳書に、どの団体にいくら支払うのかなど、内容(項目、単価、算出根拠など)の欄に、詳細をご記入ください。
- Q：継続助成は可能ですか？
- A：基本的には単年度助成です。しかし、第1期の採択団体様が翌年度(第2期)にご応募いただくことは可能です。その場合、初年度(第1期)と全く同じ内容で応募することも可能ではありますが、基本的には、初年度(第1期)の成果を踏まえた内容でご応募いただくことを想定しています。翌年度(第2期)に応募することは可能ですが、今回は単年度をお約束するのみであることをご理解ください。
- Q：助成開始前に支出した費用は助成対象になりますか？
- A：弊財団との諸手続き(助成金交付同意書の締結など)終了後、1ヶ月以内に助成金をお支払いいたします。そのためできるか限り、10月中にお振込みさせていただき、11月からの助成対象期間に間に合わせたいと思っております。しかし、諸手続き等の関係で、間に合わない場合もあります。その場合であっても、2026年11月1日以降の支出は助成対象となりますので、助成金のお振込みがまだであっても助成対象になります。
- Q：全額人件費に使うことは可能ですか？

- A：可能です。しかし事業費収支内訳書の内容(項目、単価、算出根拠など)の欄に詳細を記入してください。また、応募フォームの申請事業のスケジュール・体制の設問においても、どのような人材が、どのような役割を担って申請事業を実施するのかなど、詳細をご記入ください。
- Q：太陽光パネル購入費は対象ですか？
- A：基本的には対象になりません。募集要項にも記載がある通り、太陽光パネルの購入および設置を主たる目的とする申請事業は、助成対象になりません。

【公募説明会参加者からの質問】

- Q：応募団体の要件について質問があります。複数の事業者や団体による『共同申請』は可能でしょうか。もし可能な場合、募集要項にある応募要件を満たす必要があるのは代表団体のみでよろしいでしょうか。それとも、参加する全団体が要件を満たす必要がありますか？
- A：共同申請(コンソーシアム申請)を行う場合には、申請される主たる団体において、募集要項に記載された応募要件に該当するか否かのチェックをお願いいたします。
- Q：人件費の上限はないとのことでしたが、要項には20万円/月・人が上限と書かれていたと記憶しております。日単価4万円のスタッフが従事する場合は月5日までしか稼働できないということでしょうか？もう少しご説明いただけるとありがたいです。
- A：過去の情報が残っております場合には、大変失礼いたしました。人件費上限、一人当たりの単価については条件に入っておりませんので、そのようにご理解ください。修正版の募集要項は[こちら](#)からご確認ください。
- Q：事業期間中、申請時の予算計画から科目間の予算移動については、制限等がありますでしょうか。
- A：大幅な予算移動については計画変更を伴うことが予想されますので、変更手続きが必要になります。採択された後、採択団体様と取り交わす助成金交付合意書の中でルールを記載し、フォーマット等を共有させていただきます。
- Q：2027年10月に予定されている『成果発表』について。こちらは対面(会場)での開

催を想定されていますでしょうか。その場合、参加するための交通費や宿泊費、発表資料の作成費などは、あらかじめ今回の申請予算(事業費)の中に計上しておくべきか教えてください。

- A：事業期間内の報告に関しては、大々的なものではなく、内部的なものになりますので、リモートで開催する予定です。しかしながら、本基金は今後、徐々に認知度を上げ、より活動を広げていきたいと思っています。そのため、助成事業期間終了後に改めて、一般の皆さまにも聞いていただくような報告会を行うことを計画しています。その場合の参加方法つまりリモートなのか対面になるのか、場所によって交通費をお支払いすることができるか、などにつきましては、後日相談させていただきたいと思っています。
- Q：「非営利団体ではない場合には、社会課題解決を主目的としていることが証明できること」の部分で、先ほど「定款に「社会課題解決を主目的とする」と記載されていることなど」とご説明いただきましたが、それ以外に証明する方法として想定されているものがありましたらご教示ください。
- A：現時点で想定しているのは、以下の通りです。定款に、「社会課題解決を主目的とする」や「利益非分配」等の記載があること。他には、B コーポ(B Corp)を取得している、などです。その他、個別具体の該当可否についてはお問い合わせください。

以上